

第3部

前期基本計画

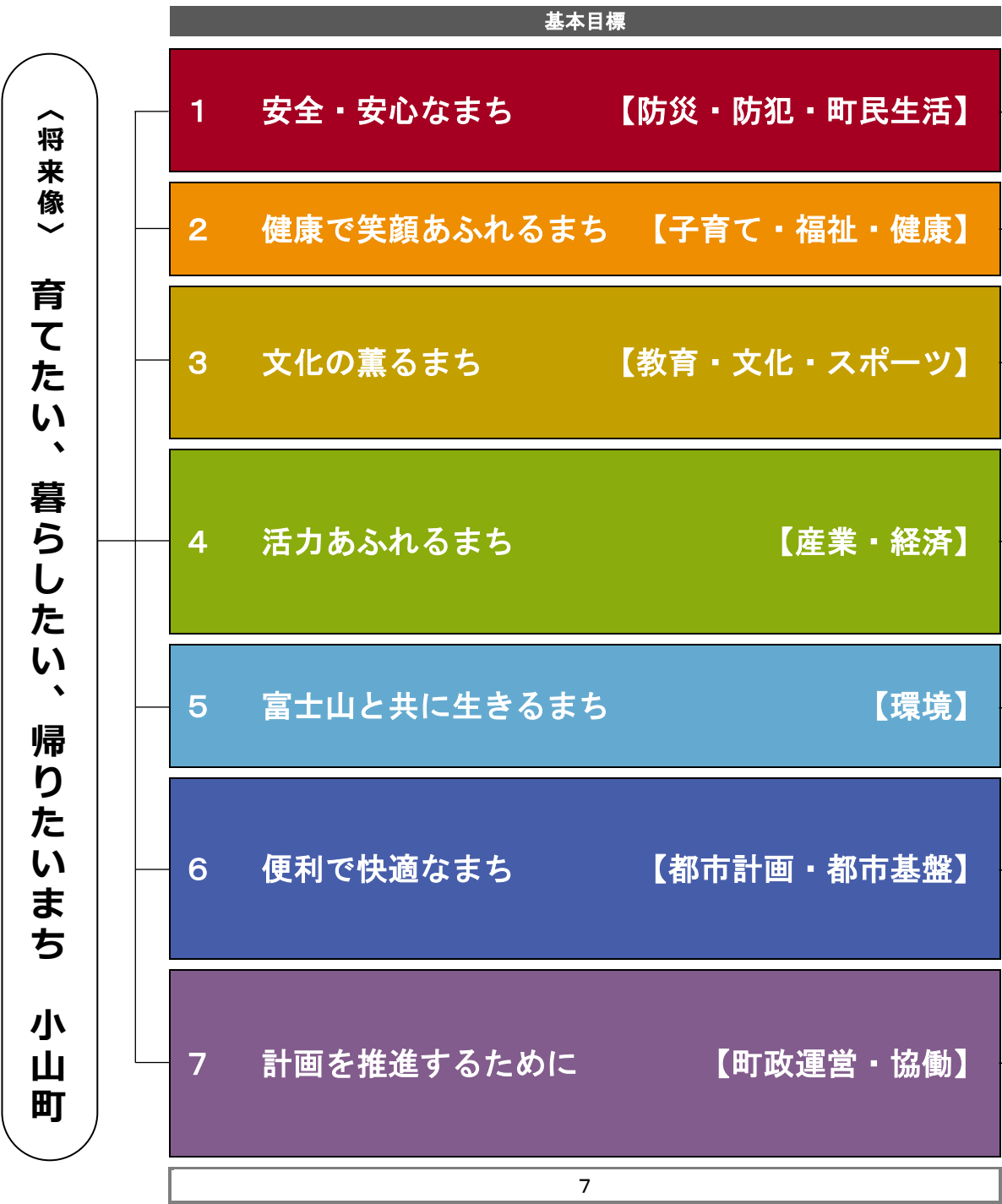
(小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

序章 前期基本計画の概要

Ⅰ 前期基本計画の構成

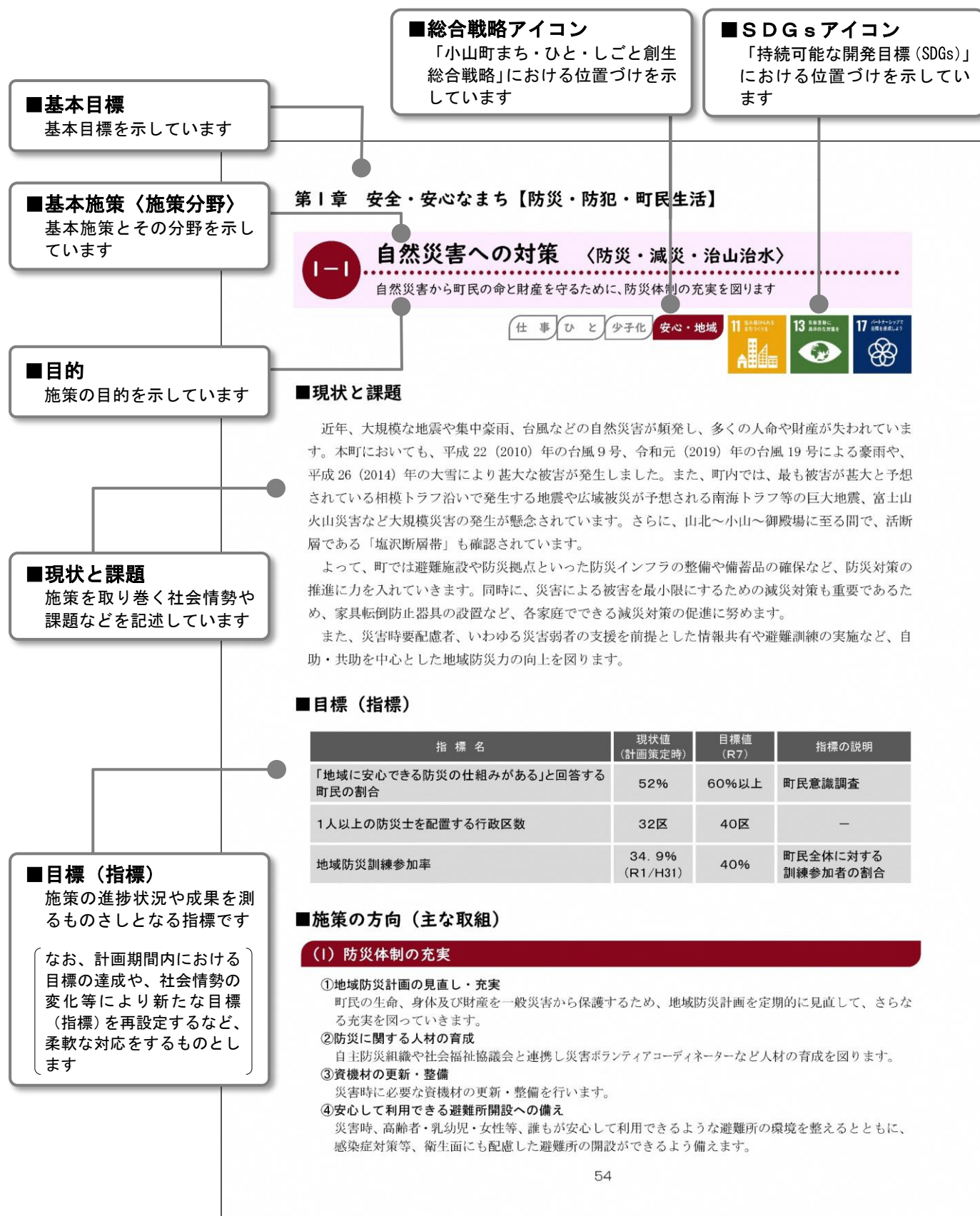
第5次小山町総合計画基本構想では、目指す将来像の実現に向けて、7つの基本目標掲げています。前期基本計画は、これらの基本目標に従い、令和7（2025）年度までの5か年で取り組むものとして、34項目の基本施策（分野）で構成しています。

■施策体系図



	基本施策	施策分野
	1－1 自然災害への対策	防災・減災・治山治水
	1－2 危機管理体制の強化	危機管理・感染症対策
	1－3 消防・救護対策の推進	消防・救護
	1－4 交通事故・犯罪のないまちづくり	交通安全・防犯・消費生活
	2－1 子ども・子育て支援の充実	子育て支援・児童福祉
	2－2 地域共生社会の実現に向けた取組	地域福祉
	2－3 健康寿命の延伸と包括的支援の充実	保健・医療・介護
	3－1 生きる力を育む学校教育の充実	幼児教育・学校教育
	3－2 心豊かな生涯学習の推進	生涯学習・青少年育成
	3－3 文化芸術活動の振興	文化芸術
	3－4 スポーツ・レクリエーション活動の振興	スポーツ・レクリエーション
	3－5 地域間交流・国際交流の推進	地域間交流・国際交流
	4－1 三来拠点事業の推進	雇用創出・経済活動
	4－2 地域資源を活用した観光交流の振興	観光交流
	4－3 活力ある農業の振興と継承	農業
	4－4 適切な森林整備を通じた林業の活性化	林業
	4－5 賑わいと活気があふれる商工業の振興	商工業
	4－6 地域特性を活かした移住定住の促進	移住定住
	5－1 恵まれた環境の保全	富士山・環境保全・環境美化
	5－2 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策
	5－3 資源循環型社会の構築	ごみ・環境衛生・食品ロス
	5－4 清らかで豊かな水資源の保全と活用	水資源・水辺
	6－1 公共交通の維持・活性化	公共交通
	6－2 安全な水の安定供給と適切な下水処理	上・下水道
	6－3 安全で快適な道路網の整備	道路網
	6－4 活力ある土地利用の推進	土地利用
	6－5 良好な景観の形成と住環境の整備	景観・住環境
	6－6 公園・緑地整備の推進	公園・緑地
	7－1 町民の目線に立った町政運営	意識改革・コンプライアンス
	7－2 参加と協働によるまちづくり	参加・協働・情報共有
	7－3 効率的な行政運営の推進	行政運営
	7－4 持続可能な財政運営	財政運営
	7－5 広域連携の推進	広域連携
	7－6 地域住民と自衛隊との共存・共栄	地域住民と自衛隊
	3 4	

2 基本計画の構成と見方



●ユニバーサルデザインの視点

- ・高齢者に配慮した可読文字サイズ 9.8ポイント以上、白抜き文字の場合は 12ポイント以上とします
- ・一つの文が長くなり過ぎないように配慮します

⑤防災・減災意識の啓発

町民等が、「自らの命は自ら守る＝“自助”」と、「自分たちのまちは自分たちで守る＝“共助”」を実現・実践できるように、各種防災訓練や広報活動を通じて、普段から災害に対する備えをしてもらえるよう、防災・減災意識の啓発を行います。

⑥自主防災組織における個別計画等の作成支援

災害時に特に配慮を要する災害時要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の名簿の更新を適切に行い、要支援者の安全・安心対策の充実を図るとともに、「自助」・「共助」の効果的な展開のために、自主防災組織における個別計画等の作成を支援します。

⑦外部機関、事業所等との協定締結による連携強化

食料や避難場所、輸送能力の確保、要配慮者への支援など、防災・災害対策を補強する観点から、さらなる広域にわたる外部機関、事業所等との協定締結を進めます。

⑧ハザードマップの周知徹底

ハザードマップを町民へ配布し周知徹底するなど、災害に関するリスク情報を共有し、防災力の向上を図ります。

■施策の方向（主な取組）

今後の施策の方向とそれに伴う主な取組を示しています

(2) 自然災害への対策

①大規模自然災害に強い地域づくり

国土強靱化地域計画[※]に基づき、地震など大規模自然災害に強い地域をつくります。

②治山治水対策の推進

災害に強い森林づくりを進めるとともに、適切な土地利用指導により地下水涵養機能を維持するなど治山治水対策を推進します。また、平成22（2010）年の台風9号により大規模な被害を受けた須走・北郷地区の山林において実施されている民有林直轄治山事業について、事業継続及び早期完了を国・県へ要望します。さらに、近年増加傾向にある台風等による大規模な自然災害の対策事業についても国・県に要望します。

③土砂災害防止対策の推進

急傾斜地及び土石流発生危険箇所における土砂災害防止対策を推進します。

④災害防止条例の制定

近年増加傾向にある大規模災害等に備えるため、災害防止に関する条例について研究・検討します。

(3) 防災インフラの整備

①主要交通路等の整備と避難施設の充実

主要交通路等の整備を進めるとともに、指定避難所などの避難施設を充実します。

②公共施設の耐震化と民間施設の耐震化の促進

公共施設の個別施設計画に基づき、さらなる耐震化を図るとともに、民間の建物については、引き続き耐震に関する補助を行い、耐震化の促進を図ります。

③防災拠点の充実・強化

防災拠点として指定した道の駅の充実・強化のため、マンホールトイレや備蓄倉庫の設置機能の充実を含めた駐車場の拡大について、引き続き国に要望していきます。

④再生可能エネルギーの活用体制づくり

再生可能エネルギーを災害・非常時の対応に活用できるような体制づくりを引き続き推進します。

■町民・事業者の主な協働イメージ

この施策を進めるにあたって、町民・事業者の協働イメージを示しています

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 有事の際に備え、地域防災訓練等に進んで参加します。
- ☐ ハザードマップにより災害リスクを把握し、早期避難に努めます。
- ☐ いざという時に円滑に避難できるよう、避難場所、避難経路の確認を行います。
- ☐ 地震等に備え、家具転倒防止器具の設置など、各家庭でできる減災対策を行います。

用語解説

※国土強靱化地域計画：

どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画。国土強靱化基本法第13条の規定に基づく。

55

■用語解説

施策に関わる専門用語を解説しています

3 「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と前期基本計画

平成 26（2014）年、国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後 5 か年の政府の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

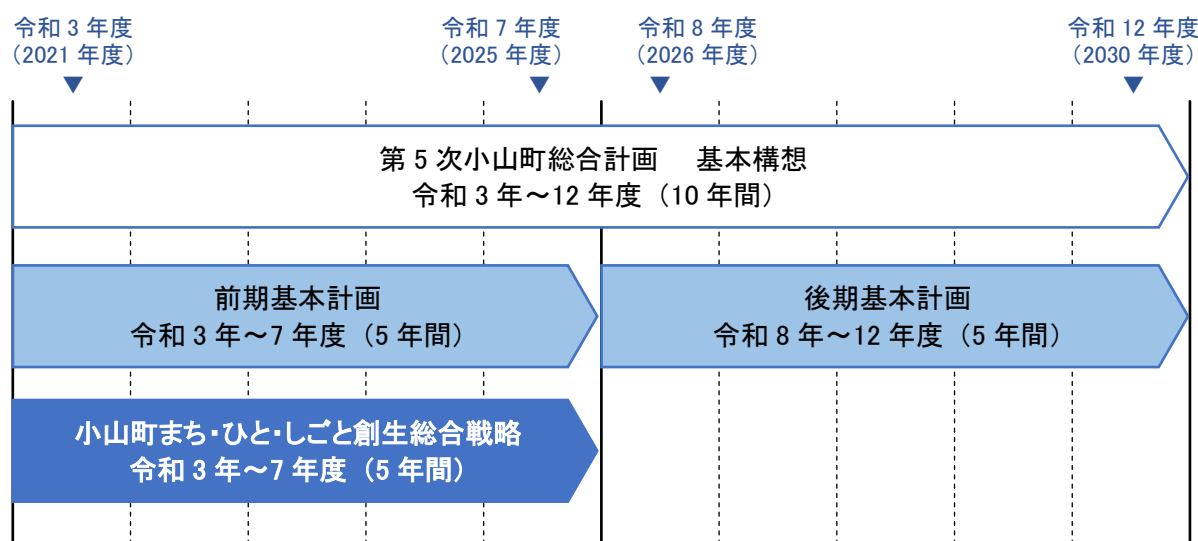
これを受けて、本町においても人口減少に歯止めをかけ、元気で、明るく、豊かなまちとなるよう、平成 27（2015）年 10 月に「小山町人口ビジョン」を策定し町の人口の将来展望を行うとともに、これに掲げる目標を達成するために取り組むべき施策を、『小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下、「小山町総合戦略」という。）として取りまとめ、その推進を図ってきました。

その後、令和元（2019）年に、国の新たな方針として「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第 2 期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示されたことから、その内容を反映し、新たな小山町総合戦略を策定することが必要となりました。

そこで、今回の総合計画の策定に合わせて、第 5 次小山町総合計画と小山町総合戦略は、その策定期間や計画年度が一部重複すること、取り組むべき課題が同様であることなどを勘案し、第 5 次小山町総合計画（前期基本計画）に小山町総合戦略の内容を含めて「一体的な策定」をすることとします。

〈計画期間〉

- 第 5 次小山町総合計画（基本構想） …令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度
- 第 5 次小山町総合計画（前期基本計画） …令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度
- 小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略 …令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度



4 「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策分野と対応する 第5次小山町総合計画前期基本計画の基本施策

小山町 まち・ひと・しごと創生総合戦略 の政策分野	対応する 第5次小山町総合計画前期基本計画 の基本施策
基本目標① 産業拠点の整備を中心に 多様な雇用機会を創出する 仕事	4-1 三来拠点事業の推進 〈雇用創出・経済活動〉 4-3 活力ある農業の振興と継承 〈農業〉 4-4 適切な森林整備を通じた林業の活性化 〈林業〉 4-5 賑わいと活気があふれる商工業の振興 〈商工業〉
基本目標② 居住環境の整備により定住・移住を促す ひと	4-2 地域資源を活用した観光交流の振興 〈観光交流〉 4-3 活力ある農業の振興と継承 〈農業〉 4-4 適切な森林整備を通じた林業の活性化 〈林業〉 4-5 賑わいと活気があふれる商工業の振興 〈商工業〉 4-6 地域特性を活かした移住定住の促進 〈移住定住〉 6-4 活力ある土地利用の推進 〈土地利用〉 6-5 良好な景観の形成と住環境の整備 〈景観・住環境〉 6-6 公園・緑地整備の推進 〈公園・緑地〉
基本目標③ 結婚・出産・子育て環境の整備により 若者世代の希望に応える 少子化	2-1 子ども・子育て支援の充実 〈子育て支援・児童福祉〉 3-1 生きる力を育む学校教育の充実 〈幼児教育・学校教育〉
基本目標④ 様々な世代の町民が 元気に安心して暮らせる環境を整備する 安心・地域	1-1 自然災害への対策 〈防災・減災・治山治水〉 1-2 危機管理体制の強化 〈危機管理・感染症対策〉 1-3 消防・救護対策の推進 〈消防・救護〉 1-4 交通事故・犯罪のないまちづくり 〈交通安全・防犯・消費生活〉 2-2 地域共生社会の実現に向けた取組 〈地域福祉〉 2-3 健康寿命の延伸と包括的支援の充実 〈保健・医療・介護〉 3-2 心豊かな生涯学習の推進 〈生涯学習・青少年育成〉 3-3 文化芸術活動の振興 〈文化芸術〉 3-4 スポーツ・レクリエーション活動の振興 〈スポーツ・レクリエーション〉 3-5 地域間交流・国際交流の推進 〈地域間交流・国際交流〉 5-1 恵まれた環境の保全 〈富士山・環境保全・環境美化〉 5-2 地球温暖化対策の推進 〈地球温暖化対策〉 5-3 資源循環型社会の構築 〈ごみ・環境衛生・食品ロス〉 5-4 清らかで豊かな水資源の保全と活用 〈水資源・水辺〉 6-1 公共交通の維持・活性化 〈公共交通〉 6-2 安全な水の安定供給と適切な下水処理 〈上・下水道〉 6-3 安全で快適な道路網の整備 〈道路網〉 7-1 町民の目線に立った町政運営 〈意識改革・コンプライアンス〉 7-2 参加と協働によるまちづくり 〈参加・協働・情報共有〉 7-3 効率的な行政運営の推進 〈行政運営〉 7-4 持続可能な財政運営 〈財政運営〉 7-5 広域連携の推進 〈広域連携〉 7-6 地域住民と自衛隊の共存・共栄 〈地域住民と自衛隊〉

5 「持続可能な開発目標（SDGs）」と第5次小山町総合計画

（1）地方創生とSDGs

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたよりよい世界を目指すための目標のことです。17のゴールと169のターゲットが掲げられており、我が国においても、「誰一人取り残さない」社会を実現するために積極的に取り組むことになりました。

平成28（2016）年12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体がSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

（2）SDGsのゴールと自治体行政の役割

国土交通省住宅局支援のもと、自治体SDGsガイドライン検討委員会によって作成されたガイドラインでは、SDGsの17のゴールと自治体行政の役割について、以下のとおり示しています。

ゴール(目標)	自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくそう	【1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	【2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	【3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	【4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	【5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	【6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

	【8】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	【9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	【10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	【11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
	【12】 持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	【13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	【14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	【15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	【16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	【17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

（3）第5次小山町総合計画とSDGs

SDGsが目指す17のゴールは、人口減少や地域経済の縮小といった本町が抱える課題の解決に当てはまるものが多いことから、本町においては、総合計画の施策を講じることによってSDGsの推進を図るものとします。

■第5次小山町総合計画における施策とSDGsの対応表

SDGsの17のゴール		1	2	3	4
総合計画の基本施策〈分野〉		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
第1章 安全・安心なまち 【防災・防犯・町民生活】					
1-1	自然災害への対策 〈防災・減災・治山治水〉				
1-2	危機管理体制の強化 〈危機管理・感染症対策〉				
1-3	消防・救護対策の推進 〈消防・救護〉				
1-4	交通事故・犯罪のないまちづくり 〈交通安全・防犯・消費生活〉			●	
第2章 健康で笑顔あふれるまち 【子育て・福祉・健康】					
2-1	子ども・子育て支援の充実 〈子育て支援・児童福祉〉	●	○	○	●
2-2	地域共生社会の実現に向けた取組 〈地域福祉〉	●		●	
2-3	健康寿命の延伸と包括的支援の充実 〈保健・医療・介護〉		○	●	
第3章 文化の薫るまち 【教育・文化・スポーツ】					
3-1	生きる力を育む学校教育の充実 〈幼児教育・学校教育〉	○		●	●
3-2	心豊かな生涯学習の推進 〈生涯学習・青少年育成〉				●
3-3	文化芸術活動の振興 〈文化芸術〉				●
3-4	スポーツ・レクリエーション活動の振興 〈スポーツ・レクリエーション〉				
3-5	地域間交流・国際交流の推進 〈地域間交流・国際交流〉				●
第4章 活力あふれるまち 【産業・経済】					
4-1	三来拠点事業の推進 〈雇用創出・経済活動〉		○		
4-2	地域資源を活用した観光交流の振興 〈観光交流〉				
4-3	活力ある農業の振興と継承 〈農業〉		●		
4-4	適切な森林整備を通じた林業の活性化 〈林業〉		○		
4-5	賑わいと活力があふれる商工業の振興 〈商工業〉				
4-6	地域特性を活かした移住定住の促進 〈移住定住〉				○
第5章 富士山と共に生きるまち 【環境】					
5-1	恵まれた環境の保全 〈富士山・環境保全・環境美化〉				
5-2	地球温暖化対策の推進 〈地球温暖化対策〉				
5-3	資源循環型社会の構築 〈ごみ・環境衛生・食品ロス〉				
5-4	清らかで豊かな水資源の保全と活用 〈水資源・水辺〉				
第6章 便利で快適なまち 【都市計画・都市基盤】					
6-1	公共交通の維持・活性化 〈公共交通〉				
6-2	安全な水の安定供給と適切な下水処理 〈上・下水道〉				
6-3	安全で快適な道路網の整備 〈道路網〉			●	
6-4	活力ある土地利用の推進 〈土地利用〉				
6-5	良好な景観の形成と住環境の整備 〈景観・住環境〉	○			
6-6	公園・緑地整備の推進 〈公園・緑地〉				
第7章 計画を推進するために 【町政運営・協働】					
7-1	町民の目線に立った町政運営 〈意識改革・コンプライアンス〉				
7-2	参加と協働によるまちづくり 〈参加・協働・情報共有〉				
7-3	効率的な行政運営の推進 〈行政運営〉				
7-4	持続可能な財政運営 〈財政運営〉				
7-5	広域連携の推進 〈広域連携〉				
7-6	地域住民と自衛隊の共存・共栄 〈地域住民と自衛隊〉				

○：関連するゴール ●：特に関連するゴール

	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
							●	○	●				●
							●		●				●
							●						●
												●	●
	○						●					○	●
	○			○		●	○					○	○
							○						○
							●					○	●
							●						●
							●						●
							●						●
	○			○		○							●
			●	●	●								
				●	●			○					○
				●	●								
				●	●						●		
				○	●		●						●
		○	○				●			○	●		
			○	○			●	●	○	○	○		
			○				●	●					
		●								●	●		
					●		●						●
		●			●		●			●			
					●		●						
					●		●				○		○
		○			●		●			○	○		●
							●			●			
				●		●						●	
	●											●	●
				●	●								
												●	
												●	●
												●	●

